

一般廃棄物処理施設に対するリチウムイオン電池火災緊急対策事業実施要綱

(制定) 令和 8 年 7 月 17 日付 8 環資一第 189 号

第 1 目的

この要綱（以下「本要綱」という。）は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）の一般廃棄物を処理する施設において、廃棄物に混入したリチウムイオン電池（電池を内蔵する製品を含む。以下「L i B」という。）に起因する新たな火災の発生を未然に抑制するために行う「一般廃棄物処理施設に対する L i B 火災緊急対策事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 概要

都は、本事業の目的の達成に向け、廃棄物に混入した L i B を検知等する設備を新たに設置する一般廃棄物を処理する都内の施設の管理者等に対し、当該設置に要する経費の一部を補助する。

第 3 定義

本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 地方公共団体等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）に基づく都の行政区域内に所在する区市町村及び自治法第 284 条の規定に基づき、複数の区市町村が、廃棄物の処理その他の清掃に関する事務を共同して処理するために設立した一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）をいう。
- 2 委託等事業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の規定により地方公共団体等が一般廃棄物処理を許可する廃棄物処理事業者及び法第 6 条の 2 第 2 項の規定により地方公共団体等が委託する廃棄物処理事業者をいう。
- 3 施設 法第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、委託等事業者が一般廃棄物を処理するために用いる設備及び周辺機器により構成される敷地内の区画並びに運搬経路中に積替え又は保管の用に供するための囲いや容器等により構成される敷地内の区画をいう。

第 4 本事業の内容

1 補助対象事業の実施主体

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体は、地方公共団体等とする。

2 補助対象機器

補助対象機器は、次に掲げるものであって、それぞれ次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 施設の安全措置に必要な設備

次のア又はイに示す装置又は装置群のうち、ウに示す処理能力等を有するものであること。

ア L i B 検知機

誤った分別収集区分に廃棄されたL i Bについて、廃棄物の処理工程の連続運転を阻害しない方法によりL i Bの形状、材質等の特徴を識別したうえで、ブザーの鳴動、回転灯や警告灯の点灯、作業場に設置したディスプレイ画面上でのマーキング、ベルトコンベヤ上又は保管容器上におけるスポットライトの照射等の手法により注意を喚起することで、作業等による除去行為に繋げられるもの。具体的には、X線撮像や電磁誘導結果に関する画像情報を、人工知能技術や機器に付属する専用ソフトウェアが分析して、L i Bを他の廃棄物から高い確率で選択的に識別できるものを指し、次のいずれかに該当する装置は、補助対象機器には含めない。

- (ア) 電磁誘導や磁気変化のみを検知原理とし、検知結果が「金属の存在」に強く依存していることにより、鉄やアルミニウム等の金属くず等とL i Bとを識別できず、金属性の物品があるだけの事実を検知するもの
- (イ) L i Bを検知対象として掲げる装置であって、その識別の根拠が金属反応の強弱等に留まり、L i Bの存在可能性を示す固有の要素（検知物の形状、材質、X線吸収率等）に基づく識別を行わないもの
- (ウ) 処理工程中又は保管中の廃棄物を連続的に監視できないもの

イ 火災検知機

施設内の廃棄物の搬送用ベルトコンベヤ上や廃棄物の積替え又は保管する区画において、破損等したL i Bからの発熱、発光、発火等（以下「発熱等」という。）の異常状態を常時把握し、警報の発報、L i Bの隔離、設備停止、従業員による初期消火活動又は散水装置の起動といった措置に必要な電気信号を出力するもの。

なお、検知原理については、特定の周波数の光や発生ガスを検知するなど手段は問わないが、次に示す状況のいずれか又は複合により判定可能なものであること。

- (ア) 局所的な高温
- (イ) 温度の上昇速度
- (ウ) 周囲の平均的な温度との差
- (エ) 電解液溶媒蒸気及び一酸化炭素等の分解生成ガス

ウ 処理能力等

次に示す処理能力等を有すること。

(ア) 処理能力

センサー部を横切る廃棄物の移動速度が5 m／分以上である条件において、18650 形相当の大きさのL i B又は発熱等を他の廃棄物と混在した状態で検知可能であること。

火災検知機にあつては、無照明又は粉塵、水蒸気等が存在する環境下においても、作

業者による消火器等を用いた初期消火活動により安全に対応し得る段階（炎が継続的に立ち上がる以前の状態又は炎が発生していても局所的かつ小規模であって延焼や爆発等が生じていない状態をいう。）において、発熱等を感知できるものも可とする。

(イ) 検知精度

L i Bであるものを正しく検知できた割合が 90%以上であり、かつ、偽陰性率（実際の L i Bを検知しなかった割合）が 10%以下であること。

(ウ) 運用信頼性

一般の産業機械レベルの粉塵環境、周囲温度（5℃から 35℃まで）その他連続した振動や衝撃（検知機周囲に設置及び稼働している破碎機や圧縮機、走行する車両や重機、廃棄物の積み下ろし等に起因して発生する物理的な影響をいう。）を伴う環境下において、稼働率が 99%以上、平均故障間隔が 10,000 時間以上、平均修復時間が 48 時間以内を原則とする。ただし、L i B 検知機及び火災検知機では、市場に投入されてから間がなく、運用実績等の蓄積がない機種が存在が想定されることから、令和 8 年度においては暫定評価として、予定導入先の作業環境下で、ベルトコンベヤ等の搬送機の稼働時間中に常時使用しても重大な故障や著しい性能劣化が認められないことを確認したことをもって、運用信頼性を有するものとみなすこととする。

(2) 散水装置等

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）その他の法令により、施設への設置が義務付けられる消火設備とは別に、L i B に起因する火災に関する自衛消防活動の一環として、火災発生初期における被害軽減及び延焼防止を目的として、施設の管理者等が任意に設置するものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 人の操作を待たずに自動で作動する設備であること。

イ 破袋機や破碎機、ベルトコンベヤ、廃棄物の一時保管場所等において、検知の対象とした範囲を消火するために必要な水量、噴射量等を確保したものであること。

3 補助対象事業

補助対象事業は、地方公共団体等又は委託等事業者が補助対象機器を新たに設置する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 地方公共団体等が、2 に掲げる補助対象機器を施設に設置するものであること。

イ 地方公共団体等が、L i B に起因する火災の発生を未然防止するために、2 に掲げる補助対象機器を施設に設置する委託等事業者に対し、設置に要する経費の全部又は一部を補助するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 当該委託等事業者が許可又は委託を受けた施設に、2 に掲げる補助対象機器を設置するものであること。

(イ) 当該委託等事業者が次のいずれにも該当しない者であること。

a 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」

という。) 第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)

- b 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- c 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
- d 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
- e 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく都の行政区域内に立地する施設内に補助対象機器を設置するものであること。

(3) 地方公共団体等又は委託等事業者が、補助対象機器の所有権を有すること。ただし、

(1) イに掲げる場合であって、地方公共団体等がリースによる設置を認めた場合においてはこの限りではない。

(4) 補助対象機器の設置及び使用に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく命令、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）その他関係法令に違反していないものであること。

(5) 廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両、鉄道、船舶等の輸送機器へ補助対象機器を設置するものでないこと。

(6) 補助対象機器の設置又はその設置計画が、法令（条例、規則その他これらに基づく命令を含む。）により設置、維持又は機能の確保が義務付けられている消防用設備その他の防火防災設備の設置義務の全部若しくは一部を免除し、又は代替するものでないこと。

(7) 地方公共団体等は次の要件を全て満たすこと。ただし、一部事務組合においては、構成自治体全てにおいて次の要件を満たすこと。

なお、申請時に要件を満たさない場合には、実績報告時までには要件を満たすことを約する旨を申請書に記載すること。

ア 当該区市町村の区域内で発生するL i Bが一般廃棄物となったものの処理について、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に位置付けること等により、家庭から排出される全てのL i Bの安全な処理体制を構築していること。

イ 分別収集区分が分かりやすく、L i Bを排出しやすいなど、住民にとって利便性が高い収集方法を実施すること。

ウ 住民に対しL i Bの適切な廃棄を促す周知・広報を実施すること。

エ L i Bを排出する際は中身の見える袋に入れ、L i Bであることを明示してから排出するよう促すこと。また、雨天時を想定した分別収集の方法についても検討すること。

オ 膨張・変形したL i Bの排出方法を明示すること。

なお、膨張・変形したL i Bは特に取扱いに注意する必要があるため、他のL i Bと区別して回収すること。

カ 回収したL i Bの保管を適切に行うこと。

なお、膨張・変形したL i Bは安全対策を講じた上で、他のL i Bと区別して保管・管理すること。

キ 回収したL i Bを可能な限り国内の事業者引き渡し、循環的利用及び適正処理を行うこと。

4 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（複数の補助対象機器を設置する場合には合計額）のうち、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

（１）３（１）アに掲げる場合

ア 補助対象機器の取得に係る費用

イ 補助対象機器の運搬費用

ウ 補助対象機器の据付費用

エ 補助対象機器の試運転及び性能確認等の調整費用

（２）３（１）イに掲げる場合

地方公共団体等が委託等事業者に対し、次に掲げる費用を対象として交付する補助金の額

ア 補助対象機器の取得に係る費用

イ 補助対象機器の運搬費用

ウ 補助対象機器の据付費用

エ 補助対象機器の試運転及び性能確認等の調整費用

5 補助金の額

補助金の交付額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、２,０００万円を上限とする。ただし、同一の経費について、国、地方公共団体その他の公的機関から補助金等の交付を受ける場合には、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額から、国、地方公共団体等により別途、交付された補助金等を控除した額とする。なお、補助金の交付額の総額が、都の予算額に達したときは、補助金の交付申請の受付を停止するものとする。

第５ 実施体制

１ 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を適正かつ円滑に実施する。

２ 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

（１）公社が補助対象者に対して補助をするために造成する基金への出えん

（２）前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

（３）前２号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

- 3 都は、公社に対し、2（1）による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求めるものとする。

第6 実施期間

本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- （1） 補助金の交付申請の受付期間は、令和11年3月31日までとする。
- （2） 補助金の交付期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

第7 その他

本要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和8年7月17日付8環資一第189号）

本要綱は、令和8年7月17日から施行する。